

国土交通省関東地方整備局 政策広報誌
令和2年7月号（毎月発行・通算第168号）
責任者 広報広聴対策官室
Tel 048-600-1324

政策広報

関東地方整備局

第168号

関東の魂

◆ 目次 ◆

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用
全国初、国が管理する国道で道路占用許可 ～道路管理者として路上利用支援～
- 2 令和元年関東地方一級河川の水質現況について
- 3 川カシャ！2020 ～第39回川の写真コンクール～
写真を通じて、新たな「川」の魅力を発見してみませんか！
- 4 国と都県が連携し、ドローンによる大規模な海岸地形の3次元データ化プロジェクトを世界で初めて開始します！
- 5 “地域インフラ”サポートプラン関東 ～「技術者スピリッツ」紹介～

◆◆国土交通本省の動き◆◆

- 1 地方自治体等によるマイ・タイムラインの取組を支援!!
～「マイ・タイムラインかんたん検討ガイド」等を公表～
- 2 「小規模河川の氾濫推定図作成の手引き」を公表
- 3 「道の駅」の第53回登録について ～今回7駅が登録され、全国で1,180駅となります～
- 4 地域づくりにライフスタイルの多様化等をどう活かしていくか
～「ライフスタイルの多様化等に関する懇談会」における議論を通じた課題～
- 5 ラストマイル自動運転車両システムのガイドラインを策定しました！
～地域の移動手段確保に資する自動運転車両の早期実用化に向けて～

☆—☆

この広報に関する皆様からのご意見・ご質問・ご感想をお待ちしております。
どしどしお寄せ下さい。

あわせて、メールマガジンの配信先が変更になられた場合等には、下記のアドレスまでご連絡下さい。

<mailto:ktr-mado@gxb.mlit.go.jp>

事務局 国土交通省 関東地方整備局
広報広聴対策官室

TEL:048-600-1324 FAX:048-600-1369

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用 全国初、国が管理する国道で道路占用許可 ～道路管理者として路上利用支援～

関東地方整備局
道路部
東京国道事務所

国土交通省では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援する緊急措置として、沿道飲食店等の路上利用の占用許可基準を緩和したところです。

この基準緩和により、東京国道事務所が管理する国道17号で6月30日(火)に占用許可を行いました。

引き続き、道路管理者として新型コロナウイルス感染症対策の路上利用の支援を行ってまいります。

※今回の緊急措置に関する通知文書(基準)は、以下のホームページにおいて公表します。

<https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/senyo/senyo.html>

<占用許可概要>

占用の場所：国道17号東京都文京区千石4丁目地先(歩道)

占用物件：机6台、椅子12脚(面積13.8平方メートル)

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/road_0000301.html

2. 令和元年関東地方一級河川の水質現況について

関東地方整備局
河川部

関東地方の一級河川8水系48河川(国土交通省管理区間)において、令和元年に実施した水質調査の結果をとりまとめましたのでお知らせします。

1. 【水質調査】

(1)関東地方の環境基準の満足状況

- ◆BOD・COD(生活環境項目)でみた水質では、77パーセントで環境基準を満足
・令和元年は、一級河川(ダム湖・湖沼を含む)で、有機汚濁の代表的な指標であるBOD値又はCOD値が環境基準を満足した調査地点は167地点中128地点で、全体の77パーセント。平成30年と比較すると減少したが、近年10ヶ年では横ばい傾向。

- ◆久慈川水系、那珂川水系、多摩川水系、鶴見川水系、相模川水系、富士川水系の6水系で、全地点が環境基準を満足

(2)水質の改善状況

- ◆過去 10 年間の BOD 値でみた水質の改善状況は、利根川水系利根運河の「運河(合流前)」・「運河橋」、利根川水系横利根川の「八筋川」で大きく改善
 - ・水質の改善状況に関し、過去 10 年間の BOD 値の改善幅で見ると、運河(合流前)(利根川水系利根運河)で 3.9mg/L(関東 1 位、全国 3 位の改善幅)、八筋川(利根川水系横利根川)で 2.3mg/L、運河橋(利根川水系利根運河)で 2.0mg/L の改善。

(3)人の健康の保護に関する環境基準の満足状況

- ◆健康項目(カドミウム等)でみた水質では、全地点・全項目で環境基準を満足

2.【新しい水質指標による調査】

- ・令和元年は、小中高生や一般市民から、延べ 406 人の参加を得て、協働により調査を実施。
- ・『人と河川の豊かなふれあいの確保』の視点においては A ランク(顔を川の水につけやすい)の地点が 55 地点中 10 地点で 18 パーセント、『豊かな生態系の確保』の視点においては A ランク(生物の生息・成育・繁殖環境として非常に良好)の地点が 38 地点中 11 地点で 29 パーセント、『利用しやすい水質の確保』の視点においては A ランク(より利用しやすい)の地点が 24 地点中 11 地点で 46 パーセント。

3.【水生生物による水質の簡易調査】

- ・令和元年は、小中高生や一般市民から延べ 636 人の参加を得て、8 水系 21 河川 38 地点で調査を実施。
- ・判定内容が「I(きれいな水)」「II(ややきれいな水)」の比較的きれいであった地点は 33 地点、全体の約 87 パーセント。

4.【微量化学物質に関する調査】

- ・令和元年度は、水質 32 地点、底質 29 地点でダイオキシン類の調査を実施し、水質の 1 地点で環境基準を超過。底質はすべての地点で環境基準を満足。
- ・令和元年度は、水質 5 地点、底質 2 地点で内分泌かく乱化学物質等の調査を実施し、水質の 2 地点で重点調査濃度を超過。底質はすべての地点で重点調査濃度を下回った。

5.【水質事故の状況】

- ・令和元年は、管内での水質事故の通報件数は 212 件で、平成 30 年よりも 31 件減少。
- ・原因物質別では、重油・軽油等の油の流出による事故が件数全体の 67 パーセントを占める。

◎関東地方整備局『河川の水質』について、詳しくは関東地方整備局ホームページをご覧ください

https://www.ktr.mlit.go.jp/river/shihon/river_shihon00000148.html

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。
https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/river_00000545.html

3. **川カシャ！2020 ～第 39 回川の写真コンクール～**
写真を通じて、新たな「川」の魅力を発見してみませんか！

関東地方整備局
河川部

当コンクールは、毎年7月に実施している河川愛護月間※の一環として、川に出かけ、それぞれの目線で写真を撮影することを通じ、川に興味を持ち、川を大切にする気持ちや防災意識を高めていただくことを目的に開催しています。

昭和56年から始まり、今年で39回目を迎える写真コンクールで、昨年度は、約5,400点の作品が集まりました。今年もたくさんの応募をお待ちしています。

※河川愛護月間とは、良好な河川環境の保全・再生への取り組みを積極的に推進するとともに、国民の河川愛護意識を醸成することを目的として、地域の実情に応じた活動を展開するものです。

■テーマ

「川と人のふれあい」(※日本国内の川・湖沼等を撮影した作品)

■応募資格

関東地方(山梨県、静岡県を含む)に在住または在学中の小、中、高校生

■募集期間

令和2年7月13日(月)～9月18日(金)(消印有効)

詳細につきましては、関東地方整備局ホームページをご参照ください。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/river/chiiki/index.html>

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/river_00000550.html

4. 国と都県が連携し、ドローンによる大規模な海岸地形の3次元データ化プロジェクトを世界で初めて開始します！

関東地方整備局
河川部
茨城県土木部
千葉県県土整備部
東京都建設局河川部
神奈川県県土整備局河川下水道部

海岸の管理、砂浜の管理に資することを目的として、国と都県が連携して水中部の地形も計測可能な関東地方整備局のグリーンレーザー装置を搭載したドローンにより、海岸周辺の陸上部と水中部の地形形状調査を実施します。

海岸の陸上部と水中部を同時に3次元データ化し、海岸の堤防・護岸等の点検、砂浜の砂の移動メカニズムを解明することによる砂浜の保全について、より効果的な対策の検討を行います。

1.調査場所・日時：

連携実施する各都県と別途調整により決定します。

2.調査内容：

グリーンレーザー装置搭載のドローンによる海岸周辺の陸上部・水中部の地形形状調査

3.配布資料：

本文資料(PDF)別添 1 グリーンレーザー搭載ドローンを活用した海岸地形測量の事例
本文資料(PDF)別添 2 ドローンによる海岸地形 3次元データ化プロジェクトについて
4.その他：

現地調査の取材のご希望がございましたら、その旨、ご連絡頂ければ、調査日が決定次第お知らせさせていただきます。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。
https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/river_00000555.html

5. “地域インフラ” サポートプラン関東 ～「技術者スピリッツ」紹介～

関東地方整備局
企画部

関東地方整備局では、年間約1,200件の工事を行っています。私どもは、これまで工事の目的や出来上がった際の効果を中心に広報してきました。建設工事は、いわゆる一品生産です。各現場では、品質が良く、地域の方に末永く使ってもらえるものを作ろうと技術者が日々努力をしています。世界に一つだけの工事に携わる技術者に光をあて、関東地方整備局ホームページにて紹介しています。

(現在、338話まで掲載中)

是非ご覧いただき、「喜ばれるものを作る」奮闘する技術者の魅力が伝われば幸いです。

「技術者スピリッツ」は以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。
<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000022.html>

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 地方自治体等によるマイ・タイムラインの取組を支援!! ～「マイ・タイムラインかんたん検討ガイド」等を公表～

国土交通省では、マイ・タイムラインの更なる普及・啓発に向け、地方自治体の職員や地域のリーダー等が、マイ・タイムラインの意義や重要性を、住民等に分かりやすく伝えられるよう「マイ・タイムラインかんたん検討ガイド」等を公表いたします。

- 国土交通省では、マイ・タイムラインの作成・普及を促進させるための支援策として、全国の自治体等でのこれまでの取組を踏まえ、避難の実効性を高める取組の要点等を取りまとめた実践ポイントブックを作成することを目的に、令和元年8月に「マイ・タイムライン 実践ポイントブック検討会」を設置し、検討を進めて参りました。
- このたび、検討会での議論を踏まえ、検討結果を「マイ・タイムラインかんたん検討ガイド（以下「本検討ガイド」という）」等としてとりまとめましたので、これらを公表するとともに、地方自治体等に周知することで、地方自治体等によるマイ・タイムラインの取組を支援いたします。

- なお、本検討ガイドは、大河川の洪水を基本とした標準的なシナリオでの検討を主眼に置いており、マイ・タイムラインの次なるステージに向けた取組の深化を図るとともに、昨今の新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、「新しい生活様式」に沿ったマイ・タイムラインの検討についても、促進を図って参ります。

1. 公表資料

- ・マイ・タイムラインかんたん検討ガイド
- ・マイ・タイムライン検討のためのワークショップの進め方【～ワークショップ虎の巻～】
- ・マイ・タイムラインガイド【Ver. 1.0】

2. 掲載場所

国土交通省 WEB サイト

https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/timeline/index.html

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。
https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04_hh_000135.html

2. 「小規模河川の氾濫推定図作成の手引き」を公表

国土交通省は、小規模河川における水害リスクに関する情報の整備を促進するため、「小規模河川の氾濫推定図作成の手引き」を公表します。

洪水時における住民等の円滑かつ迅速な避難の確保のため、水防法第14条に基づき洪水予報河川及び水位周知河川において洪水浸水想定区域を指定することとしております。

しかし、令和元年東日本台風等の水災害では、水位周知河川等に指定されておらず、水害リスク情報が公表されていない河川の氾濫による被害が発生するなど水害リスクの提供の課題が明らかになりました。

水位周知河川等に指定されていない河川の氾濫による水害リスクを広く提供するためには、現地測量データ等がない小規模な河川においても、氾濫により浸水が想定される範囲等を推定できる手法を確立する必要があります。

このため、国土交通省では令和2年1月に「中小河川の水害リスク評価に関する技術検討会」を設置し、このような河川の氾濫により浸水する範囲等を推定する手法を検討してきました。

このたび、検討結果を「小規模河川の氾濫推定図作成の手引き」としてとりまとめましたので、公表するとともに、都道府県に周知します。

記

1. 公表資料 「小規模河川の氾濫推定図作成の手引き」

2. 掲載場所 国土交通省 WEB サイト

http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/tyusyokasen/index.html

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。
https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04_hh_000136.html

3. 「道の駅」の第53回登録について ～今回7駅が登録され、全国で1,180駅となります～

今回、市町村より申請のあった7駅を、新たに「道の駅」として登録することにしました。これにより、全国の道の駅は、合計で1,180駅となります。

「道の駅」は、平成5年の制度創設以来、四半世紀が経過し、国土交通省では、2020年から第3ステージ「地方創生・観光を加速する拠点」として位置づけており、新たに加わった道の駅とともに取組みを進めてまいります。

(1) 道の駅の登録数

1,173駅（これまで）+7駅（今回）=合計 1,180駅

※前回は令和2年3月に13駅登録

(2) 道の駅の登録について

道の駅は、市町村等からの申請に基づき、国土交通省道路局で、要件を満たすものを、道の駅として毎年登録しています。

道の駅の主な要件については、以下の通りです。

- ・無料で24時間利用できる
 - ① 十分な容量を持った駐車場
 - ② 清潔なトイレ（原則、洋式）
 - ③ 子育て応援施設（ベビーコーナー等）があること。
- ・道路及び地域に関する情報を提供する施設があること。
- ・文化教養施設、観光レクリエーション施設などの地域振興施設があること。
- ・施設及び施設間を結ぶ主要経路のバリアフリー化がされていること。

※全国の「道の駅」の一覧については、以下のURLを参照ください。

<http://www.mlit.go.jp/road/Michi-no-Eki/list.html>

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001338.html

4. 地域づくりにライフスタイルの多様化等をどう活かしていくか ～「ライフスタイルの多様化等に関する懇談会」における議論を通じた課題～

国土交通省は、「ライフスタイルの多様化等に関する懇談会」の議論を通じて、人と地域とのつながりによる地域づくりを進めていくこと、取組が持続可能となる環境を整備していくこと及びシェアリングを活用した共助システムを構築していくことの必要性を今後の検討課題として整理しました。

【背景】

国土交通省は、令和元年度に「ライフスタイルの多様化等に関する懇談会」を令和元年7月から令和2年6月までの間に計4回開催し、関係人口の類型化・定量化を試みることにより実態を明らかにしつつ、ライフスタイルの変化、シェアリングエコノミーの拡大等を踏まえながら、関係人口の拡大・深化に向けた課題の整理を行いました。

【「ライフスタイルの多様化等に関する懇談会」の議論を通じて整理された課題】

[1] 人と地域とのつながりによる地域づくり

(定住人口や関係人口として) 人と地域とのつながりや共助のネットワークの形成が必要。

[2] 取組が持続可能となる環境の整備

人と地域(地域の人)との“つながり”、シェアリングと地域との“つながり”を支える中間支援組織等が取組を継続できる環境を整備することが必要。

[3] シェアリングを活用した共助システムの構築

公的サービスのレベルが低下している地域では、公的な役割を補完する可能性がある協同組合型等のシェアリングが有効であり、活用していくための環境を整備することが必要。

国土交通省では、令和2年度に「ライフスタイルの多様化と関係人口に関する懇談会」を新たに設置します。「ライフスタイルの多様化等に関する懇談会」における議論や、新型コロナウイルスの感染拡大が関係人口に与える影響を踏まえつつ、全国規模で関係人口の実態把握を行うとともに、関係人口と連携・協働する地域づくりのあり方や施策の方向性について検討してまいります。

本件に関する資料については、以下のホームページに掲載しております。

https://www.mlit.go.jp/report/press/kokudoseisaku03_hh_000199.html

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/kokudoseisaku03_hh_000199.html

5. ラストマイル自動運転車両システムのガイドラインを策定しました！ ～地域の移動手段確保に資する自動運転車両の早期実用化に向けて～

国土交通省では、地域における移動手段の確保に資するラストマイル自動運転車両システムのガイドラインを策定しました。

このガイドラインにより、自動車メーカー等における開発が促進され、同システムを搭載した車両の早期実用化・普及が期待されます。

1. 背景

2020年までの限定地域での無人自動運転移動サービスの実現の政府目標達成に向け、最寄の駅・停留所等と自宅等の目的地を自動運転で結ぶ「ラストマイル自動運転」^{※1}等、地域における移動手段確保に資する自動運転移動サービスの実証実験が全国各地で実施されています。

国土交通省では、これらの移動サービスに用いられるラストマイル自動運転車両の開発・実用化・普及を促進するべく、産学官の関係者で構成される「先進安全自動車(ASV)推進検討会」において検討し、今般、ガイドラインを策定しました。

※1 目的地までのワンマイル程度の狭く限定された範囲内を自動運転(レベル3・4)で移動するサービス

2. 概要 ※ 詳細は別添 1・2 を参照

近い将来に実現が見込まれる移動サービスを念頭に、その走行環境（場所、速度、天候等）を具体例としてまとめるとともに、当該走行環境を走行する車両について、自動運転車の安全基準^{※2}への適合性確保にあたって設計時に留意すべきポイントを規定

※2 本年4月に策定した自動運行装置に係る保安基準

【走行環境の具体例】

- ・ 線路跡等の限定された空間を走行
- ・ 電磁誘導線等で予め設定された経路を走行
- ・ 最高速度 12 km/h 以下で走行
- ・ 大雨時を除くなど、周辺監視センサが十分に機能する天候のみ走行 等

【主なポイント】

- ・ 歩行者等と安全な間隔を確保し又は徐行すること
- ・ 急な進路変更をしないこと
- ・ 車内事故に留意した減速度で減速すること（緊急時除く）
- ・ 自動運転継続が困難な場合や、システム故障検知時には自動安全停止等を行うこと
- ・ 乗客・乗員の使用を想定した運行停止手段を車内に設置すること
- ・ 自動運転中であること等を周囲に伝達するための外向き表示を備えること
- ・ サイバーセキュリティシステムについて代替の安全確保策が講じられることを前提に基準緩和認定制度の活用を可能とすること 等

※ ASV 推進検討会については下記ホームページをご覧ください。

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/enzen/01asv/japanese/planning6.html>

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000346.html